

第4章 都による地球温暖化対策報告書の公表及び指導・助言等

4.1 都による公表

都では、みなさまからご提出いただいた地球温暖化対策報告書の内容を、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八条の24に基づき、都のホームページにて公表しています。条例では、知事は、地球温暖化対策報告書提出があった場合には、その事項を公表するものとしています。

<知事による公表事項>

地球温暖化対策報告書（その1）の公表事項

- ・事業者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）、重点対策のレベル適合状況^{（注1）}、取組方針、組織体制の整備の状況
- ・特記事項

地球温暖化対策報告書（その2）の公表事項

- ・事業所等の名称、事業所等の所在地、事業所等の延床面積、事業所等の主たる用途、産業分類
- ・燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の量
- ・水道等の使用並びに下水道への排水に伴い排出される二酸化炭素の量
- ・単位面積当たりの燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の量
- ・地球温暖化対策の実施状況
- ・地球温暖化対策の目標達成状況^{（注2）}、地球温暖化対策の目標の有無及び内容

<公表すべき事項から除外される場合>

規則で定める公表事項から除外される理由に該当すると知事が認めた場合には、一部内容を非公表とする扱いができます。

一部非公表となる事項の例

- ・事業所等の名称（ただし、仮称での公表となります。）
- ・事業所等の所在地（ただし、区市町村名までの公表となります。）

規則で定める公表事項から除外される理由は、次のとおりです。

- ・経営に関する事項
- ・事業者の競争の上の地位若しくは事業運営上の地位が損なわれる事項

注1：都が特に重点的に取組むべき対策として示す重点対策を実施した場合に限ります。

注2：前年度に地球温暖化対策の目標を設定した場合に限ります。

- ・その他社会的な地位が損なわれる事項
- ・保安上重大な影響を与える事項

規則に定める事項に該当する可能性がある場合には、その理由を記した書面を提出し、都と個別に協議してください。

4.2 義務提出事業者による公表

地球温暖化対策報告書の提出を義務づけられている事業者は、報告書提出時には、報告書を作成した事業所等ごとに自ら公表をしなければなりません。

<義務提出事業者による公表事項>

地球温暖化対策報告書（その1）の公表事項

- ・事業者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、取組方針、組織体制の整備の状況

地球温暖化対策報告書（その2）の公表事項

- ・事業所等の名称、事業所等の所在地、事業所等の延床面積
- ・燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の量
- ・水道等の使用並びに下水道への排水に伴い排出される二酸化炭素の量
- ・地球温暖化対策の実施状況

4.3 都による立入調査

都では、地球温暖化対策報告書の内容を調査する必要性が生じた場合には、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第百五十三条の規定により、報告書を提出した事業者の事業所等に対して立入調査を行います。

<都民の健康と安全を確保する環境に関する条例>

第百五十三条 知事は、第五条の六第一項、第八条の二第一項、第八条の三、第八条の四第一項、第八条の二十五、第九条第一項及び第二項並びに第百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、温室効果ガス排出事業者の同意を得て、その事業所、事務所、営業所その他の場所に立ち入り、地球温暖化の対策の実施状況について調査させることができる。

4.4 都による指導・助言・勧告

4.4.1 都による指導・助言

知事は、報告書を提出した事業者に対し、温室効果ガス排出量の適正な把握、地球温暖化の対策の適切な実施及び報告書の適正な作成、公表等について、必要に応じて指導・助言を行います。

また、地球温暖化対策に関する研修会などを実施して、地球温暖化対策事業者等が地球温暖化の対策を実施するための支援を行います。

4.4.2 都による勧告

義務提出事業者が報告書の提出をしなかったときには、知事は、当該事業者に対し、期限を定めてその期間内に提出することを勧告することができます。

また、報告書提出事業者が、技術的かつ経済的に実施可能な重点対策を実施しない場合や、報告書の適正な作成又は公表を行わない場合など、地球温暖化の対策の推進が著しく不十分であり、かつ、前述の指導を受けたにもかかわらず正当な理由なくこれに従わないときは、知事は、専門的知識を有する者の意見を聴いて、当該事業者等に対し必要な措置を実施するよう勧告することができます。

4.5 取組への支援策

4.5.1 中小企業者向け省エネ促進税制（主税局）

中小企業者が地球温暖化対策の推進の一環として行う省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の取得を税制面から支援するため、法人事業税、個人事業税を減免する制度です。

【1】対象者

「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者（資本金1億円以下の法人、個人事業者）※マンション等の住居の用途については、報告書提出の対象外となります。

【2】手法

法人事業税・個人事業税の減免

【3】対象設備

- ① 総量削減義務対象外の事業所等において取得されたもの
- ② 省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの

導入推奨機器

- ・空調設備⇒エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機
- ・照明設備⇒蛍光灯照明器具、LED照明器具、LED誘導灯器具
- ・小型ボイラー設備⇒小型ボイラー類
- ・再生可能エネルギー設備⇒太陽光発電システム、太陽熱利用システム

※照明設備でランプ交換のみの場合は、導入推奨機器に指定されていないため対象にはなりません。

LED照明器具は、平成24年7月1日以後に取得し、LED誘導灯器具（例：避難口誘導灯等）は平成25年7月1日以後に取得し、減免申請期限までに指定を受けたものが対象となります。

対象機器や指定基準については、追加・変更を行っていく予定です。

詳細については、次のホームページを御確認ください。

http://www8.kankyo.metro.tokyo.jp/eco_energy/

【4】減免額

設備の取得価額（上限2千万円）の2分の1を取得事業年度の事業税額から減免。ただし、当期税額の2分の1を限度 ※減免しきれなかった額は翌年度税額からも減免可。

【5】対象期間

- ① 事業者 平成22年3月31日から平成33年3月30日までの間に終了する事業年度
- ② 個人 平成22年1月1日から平成32年12月31日までの間

【6】詳細内容・問合せ先

省エネ促進税制の詳細については、東京都主税局のホームページでご確認いただけます。

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/info/kangen-tokyo.html#a>

4.5.2 中小企業設備リース事業（産業労働局）

中小企業者等の方の設備投資の促進や経営基盤強化等を目的とした事業で、（公財）東京都中小企業振興公社が、中小企業者が指定する販売業者から機械設備を購入し、低廉なリース料で提供します。本事業の対象設備の中に地球温暖化防止に有効な設備が含まれています。

【1】対象者

中小企業者等（詳しくは、公社のホームページをご参照ください）

【2】対象設備（温暖化対策設備）

- ① 東京都地球温暖化防止活動推進センターが行う「省エネ診断」に基づく設備
- ② 東京都環境局が省エネ促進税制に対象設備として指定する導入推奨機器
- ③ 日本政策金融公庫が実施する「環境・エネルギー対策貸付」の対象となる省エネ設備

【3】詳細内容・問合せ先

事業の詳細は、こちらのホームページでご確認いただけます。

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/setsubi.html>

問合せ先：公益財団法人 東京都中小企業振興公社 設備リース課（03-5822-9031）

4.5.3 東京都の中小企業向け融資制度（産業労働局）

東京都の制度融資は、東京都と東京信用保証協会と指定金融機関の三者協調のうに成り立っている融資制度で、都内の中小企業者が金融機関から融資を受けやすくするための制度です。東京都の制度融資を受けるには東京信用保証協会の保証が必要になります。

【1】対象者

中小企業者又は組合で、次の条件を全て満たすことが必要です。

- ① 都内に事業所（住居）があり、保証協会の保証対象となる業種を営んでいること。
（ただし、一定の業歴要件が必要となる場合があります。）
- ② 事業税その他租税の未申告、滞納がないこと。
（ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。）
- ③ 許可、認可、登録、届出等が必要な業種にあっては、当該許認可等を受けていること。

※創業を計画している方にご利用いただける制度は、創業融資です。

※極度型融資については、引き続き2年以上同一事業を営んでいることが必要です。

- ④ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的は要求行為等を行わないこと。

【2】 詳細内容・問合せ先

都の融資制度の詳細は、こちらのホームページでご確認いただけます。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/kinyu/yuushi/index.html>

問合せ先：東京都産業労働局金融部金融課（03-5820-4877）

4.5.4 東京都地球温暖化防止活動推進センター

都は、東京の中小規模事業所・家庭部門の地球温暖化対策の拠点として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、東京都地球温暖化防止活動推進センターを指定しています。東京都地球温暖化防止活動推進センターでは、地球温暖化対策に関する様々な支援を実施しています。

4.5.5 区市別等省エネルギー研修会

区市町村または業界団体等が開催する研修会に、講師を派遣し、すぐに実践できる対策を中心に、節電・省エネルギー対策についての説明を行なっています。

【1】 対象

都内の中小規模事業所

【2】 内容（講義形式）

- ・省エネルギー推進の必要性と背景
- ・省エネルギー対策とその進め方
- ・その他必要な省エネルギー推進に関する事項

このほか、技術体験施設見学やグループ討議を追加で行う場合もあります。

【3】 開催日程・場所等

年間を通じて都内の区市で開催されています。

詳しい日程と場所はこちらのホームページを参照してください。

<http://www.tokyo-co2down.jp/seminar/small/kaisaijoukyou/>

4.5.6 省エネルギー診断・運用改善支援

省エネの専門家が事業所を訪問し、設備や運用管理、エネルギー使用状況について調査・診断を行い、各々の事業所にあった省エネルギー対策の提案を行います。また、省エネ

ギー診断の結果から、新たな投資を抑えた運用改善対策の実践を支援します。

【1】対象

都内の中小規模事業所

【2】診断を受けるメリット

- ① 経費削減につながります。
- ② 省エネに関するアドバイスを受けることができます。
- ③ 地球温暖化防止への貢献になります。
- ④ 企業のイメージアップにつながります。

【3】詳細内容・申込

こちらのホームページで詳しい内容の確認や申込みを行うことができます。

⇒<http://www.tokyo-co2down.jp/check/company/>

4.5.7 省エネテキストブック、省エネ技術研修会

業界団体等の協力のもと、個々の業種の特徴に適した省エネルギー対策のテキストブックを作成し、また、テキストブックを用いた研修会を開催して業界・業種ごとの省エネルギー対策の推進を支援しています。

各業種に合わせた地球温暖化対策のテキストブックは、ホームページに掲載しています。こちらのホームページからダウンロードすることができます。

⇒<http://www.tokyo-co2down.jp/seminar/text/>

4.5.8 東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介

中小規模事業所の具体的な温暖化対策の取組みをサポートできる事業者を「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者」として登録し、紹介しています。

登録されているビジネス事業者は、こちらのホームページを参照してください。

⇒<http://www.tokyo-co2down.jp/check/registration/>

4.5.9 省エネ相談窓口

省エネに関するさまざまな質問や相談を受け付けています。

窓口・連絡先等

- 【窓口】 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル10階
東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）
- 【受付時間】 月～金曜日 9:00～17:45（祝祭日・年末年始は除く）

【電話番号】 03-5390-5087

【メールアドレス】 cnt-shoene@tokyokankyo.jp

4.5.10 中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業

創エネルギー機器等を中小医療・福祉施設に設置する ESCO 事業者等に対して、その経費の一部を助成し、エネルギー利用の効率化・最適化を推進します。

詳細につきましては、以下のページをご覧ください。

⇒<http://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/netuden/>

4.5.11 カーボンレポート

都は、2014年6月からカーボンレポートの様式の提供を開始しております。

カーボンレポートは、中小テナントビルのオーナーをはじめとして、事業所のみなさま方が東京都へ提出された報告書データであるCO₂の排出実績に基づいて作成するものです。

カーボンレポートを用いて、テナントビルの売買、賃貸借契約等の際に、省エネルギーの観点から当該ビルがどれくらい優れているかを示すことによって、買主、賃借人との契約成立の判断基準の1つとして活用していくことができます。また、自社ビルにおいても、カーボンレポートを用いて自らの省エネルギーレベルを示し公表することができます。

こうした取組みを通じて省エネルギー対策の進んだテナントビルが段階的に広く普及することを期待しています。

カーボンレポートの様式の活用例、ダウンロード方法、作成方法等につきましては、「カーボンレポートの利用に関するガイドライン」をご覧ください。

⇒<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/other/lowcarbon.html>

4.5.12 地球温暖化対策PRシート

都は、2014年6月から地球温暖化対策PRシート（以下、「PRシート」という。）の様式の提供を開始しております。

PRシートは、地球温暖化対策報告書を提出した事業者のみなさまが、継続して地球温暖化対策に取り組んでいただくため、ご自身の事業所のエネルギー使用量や省エネルギー対策への取組などについて表示する書面です。

PRシートの様式の活用例、ダウンロード方法、作成方法等につきましては、「PRシート利用ガイド」をご覧ください。

⇒<http://www8.kankyo.metro.tokyo.jp/ondanka/prsheet/index.html>

4.5.13 中小低炭素モデルビル

東京都では、低炭素ビルベンチマークでA1以上の積極的に省エネに取り組む中小テナン

トビルを「中小低炭素モデルビル」として公表しています。

中小低炭素ビルの応募要件は、以下の通りです。

- ・テナントビルである。
- ・低炭素ビルベンチマークで A1 以上に該当
- ・直近の過去 3 年度間連続して、「地球温暖化対策報告書」を提出している。
- ・積極的に省エネルギー対策に取り組んでいる。

詳細につきましては、以下のページをご覧ください。

⇒http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/other/lowcarbon/model_b.html

4.5.14 東京ソーラー屋根台帳

「東京ソーラー屋根台帳」(ポテンシャルマップ)をご利用いただくと、都内にあるそれぞれの建物がどのくらい太陽光発電システムや太陽熱利用システムに適しているのかが一目でわかります。

詳細につきましては、以下のページをご覧ください。

⇒<http://tokyosolar.netmap.jp/map/>